

# みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年5月11日 午後1時30分～午後2時30分

場 所 みやま市役所大会議室

出欠者 出席者 17名 欠席者 2名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用  
集積計画の決定について

3. 協議事項

1. みやま市の地域の農業の振興に関する計画の変更に係る意見並び  
にみやま市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

4. 報告事項

1. 農地法第3条の規定による許可の取消願について
2. 農地法第18条第6項の規定による通知について
3. 使用貸借解約通知について
4. 非農地証明交付について
5. 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可について

5. 閉 会

出席委員（18名） 会長 徳 永 順 子

議席番号 氏 名

1 番 山 下 秀 徳

4 番 河 野 義 明

7 番 野 田 恵 次

9 番 岡 田 佳 子

11 番 嶋 芙 沙 子

13 番 大 城 祐 吉

15 番 河 野 和 夫

17 番 内 藤 秋 彦

19 番 徳 永 順 子

議席番号 氏 名

2 番 新 開 文 則

5 番 原 田 龍 三 郎

8 番 加 藤 和 己

10 番 田 崎 明

12 番 木 下 正 信

14 番 中 川 原 大 吉

16 番 平 川 弘 義

18 番 池 田 正 幸

欠席委員（1名）

3 番 河 野 正 春

6 番 佐 藤 典 美

出席推進委員（0名）

本会議に出席した事務局職員

事務局 長 岡 俊 幸

事務局 係長 相 地 智 輝

事務局 江 崎 浩

事務局 田 中 砂 希

## 午後1時30分 開会

### ○事務局（岡）

それでは、ただいまから令和2年5月定例総会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

### ○会長（徳永）

〔挨拶を述べる〕

### ○事務局（岡）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしくお祈いします。

### ○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしくお祈いします。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、議席番号3番河野正春委員6番佐藤典美委員より欠席の届けが出ておりますので、御報告いたします。推進委員は、新型コロナウイルスを考慮して、出席いただいております。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号2番新開文則委員、同じく17番内藤秋彦委員にお願いします。

また、本日の会議書記には事務局職員の相地智輝君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

○事務局（江崎）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○15番（河野）

この議案ですけど、譲渡人が遺産を受けられて、そこを耕作してある方が今まで畑を耕作しておったということで、できればお譲り願いたいという案件でございますので、別に何ら地元委員としても問題ないと思います。皆様の審議方よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第5号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

○事務局（江崎）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○08番（加藤）

申請書及び現地等の確認をいたしました。現地にはビニールハウスが建っておりまして、2棟のうちの1棟に機材が置いてあります。事務局より指摘をされまして、譲受人の方がちゃ

んと農地として管理をされると言われておるそうですので、地元委員としては問題ないと考えております。皆様の御審議方よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第5号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、整理番号3番と整理番号4番は関連がありますので、一括しての審議といたします。

事務局は、整理番号3番、4番を説明してください。

○事務局（江崎）

整理番号3番及び4番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○7番（野田）

申請書及び現地などの確認をいたしました。この方々は親子であり、地元委員としては問題ないと思われますので、皆様の御審議方よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

続きまして、4番の地元委員の意見をお願いします。

○17番（内藤）

4月20日に申請書及び現地を確認いたしました。ここも同じように親子間でありますので、何も問題ないかと思われますので、皆様の御審議よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番及び4番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第5号、整理番号3番及び4番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号5番について説明をしてください。

○事務局（江崎）

整理番号5番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○13番（大城）

申請書及び現地確認を行いました。地元委員としては何ら問題ないと思われまますので、皆さん方の御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第5号、整理番号5番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号6番について説明をしてください。

**○事務局（江崎）**

整理番号6番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

**○議長（徳永）**

次に、地元委員の意見をお願いします。

**○9番（岡田）**

4月23日に現地に行きましたが、田んぼと田んぼに行くにはあぜ道しかございません。という理由で、無償で渡すということだそうです。審議のほどよろしく願います。

**○議長（徳永）**

ただいま整理番号6番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、議案第5号、整理番号6番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号7番について説明をしてください。

**○事務局（江崎）**

整理番号7番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

**○議長（徳永）**

次に、地元委員の意見をお願いします。

**○2番（新開）**

申請がありました場所は、現地に農業委員、それと事務局と行きましたが、問題がないということでございますので、審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号7番について説明がありました。御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第5号、整理番号7番を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に駐車場を建設するために転用するものです。農地転用不許可の例外「集落接続」を適用しています。

東は宅地及び道路、西は田、北は道路、南は宅地及び水路に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利関係役員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、傾斜をつけ周辺水路へ放流します。

以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○10番（田崎）

5月7日に現地調査がありました。その中で、大江の松尾委員といろいろ話しましたが、地元委員としては何ら問題がないと思われ。皆様方の御審議をよろしく願いいたします。



○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（加藤）

5月7日に申請書及び現地等の確認をいたしました。農地委員会としては問題ないと思われ  
ますので、皆様の御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第6号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定  
いたします。

続きまして、事務局は、整理番号2番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号2番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に駐車場を建設するために転用するもので  
す。

東は道路、西は畑、北は宅地、南は畑に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済  
みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利関係役員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、傾斜をつけ周辺側溝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○事務局（相地）

こちらについては事務局のほうに地元委員さんから連絡を受けておりまして、問題なしと  
の報告を受けております。以上です。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（加藤）

5月7日に申請書及び現地の確認をいたしました。農地委員会としては問題ないと思われるので、皆様の御審議方お願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第6号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に居宅を建設するために転用するものです。農地転用不許可の例外「既存敷地の拡張」を適用しております。

東は自己所有の畑、西は道路、北は田、南は水路に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利関係役員から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水については、污水管を通してみやま市下水へ放流します。

雨水排水については、溜桝を設置し周辺水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○16番（平川）

5月7日、現地調査を行いました。事務局を含めて8名の方でやったわけですが、私たちは問題ないと思いますので、皆様の御審議方よろしく願いいたします。以上です。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（加藤）

5月7日に申請書並びに現地等の確認をいたしました。道を挟んでおりますけれども、問題ないということですので、農地委員会としては問題ないと思います。皆様の御審議方よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第7号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号2番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号2番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

みやま市都市計画における用途区域の第三種農地に調剤薬局を建設するために転用するものです。

東は道路、西は宅地、北は田、南は雑種地に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利関係役員から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水については、汚水管を通してみやま市下水へ放流します。

雨水排水については、配水管を設置し周辺水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○9番（岡田）

5月7日に現地に行きましたけれども、この土地の半分を借りるということで、別に問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（加藤）

これも5月7日に申請書並びに現地等の確認をいたしました。農地委員会としては問題ないと思いますので、皆様の御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第7号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号3番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号3番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

みやま市都市計画における用途区域の第三種農地に資材置場を建設するために転用するものです。

申請地周辺は宅地に面しており隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び水利関係役員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下いたします。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○1番（山下）

7日に委員さんと数名で事務局と現場を見に行きまして、ここは周囲は全部宅地となっておりますので、真ん中にぽつんと農地があるだけでございますので、別に転用は問題ないと思われまますので、皆様の御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見を申し上げます。

○農地委員（加藤）

これも5月7日に申請書並びに現地等の確認をいたしました。地元委員さんからありましたように、周りが全部宅地です。農地委員会としては問題ないと思います。皆様方の御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第7号、整理番号3番を原案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、事務局は整理番号4番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号4番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に貸駐車場を建設するために転用するものです。農地転用不許可の例外「集落接続」を適用しております。

東は墓地、西は道路、北は墓地、南は畑に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利関係役員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○1番（山下）

これも7日に現地を確認いたしまして、墓地並びに住宅地であります。そして東側の農地と1メートル20センチぐらいの段差がありまして、ブロック積みでありますので、別に異常はないと思われまして、皆様の御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（加藤）

これも5月7日に申請書並びに現地等の確認をいたしました。農地委員会としては問題ないと思われまして、皆様の御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第7号、整理番号4番を原案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、事務局は整理番号5番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号5番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に資材及び機械置場を建設するために転用するものです。

東は道路、西は宅地、北は宅地、南は雑種地に面しており、隣接農地アンケートはありません。水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見になっておりますけれども、地元委員は私でございますので、かわりに事務局からお願いします。

○事務局（相地）

5月7日に地元委員、推進委員、農地委員会で集まって問題なしとの報告を受けております。以上です。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（加藤）

これも5月7日に申請書並びに現地等の確認をいたしました。この土地は何年も荒れているような状態でして、農地委員会としては問題ないと思われまますので、皆様の御審議方お願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第7号、整理番号5番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局は、議案第8号について説明をしてください。

○事務局（田中）

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明します。

議案書6ページを御覧ください。周年契約は、田24万888平方メートル、畑3万5,946平方メー

トル、合計27万6,834平方メートルで、件数は77件、筆数185筆となっております。

期間借地につきましては、田1万834平米で、件数は1件、筆数は5筆となっております。内容につきましては、8ページ以降に各筆別明細をつけておりますが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。

議案書22ページを御覧ください。あっせんに関する所有権移転は、機構への売渡しが2件となっております。内容につきましては、次のページに記載のとおりですが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。以上です。

#### ○議長（徳永）

ただいま議案第8号について説明をいたしました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第8号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

続きまして、2. 協議事項、第1号の「みやま市の地域の農業の振興に関する計画の変更に係る意見並びにみやま市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」を議題といたします。

本日は、所管の農林水産課から出席をいただいております。

それでは、計画変更の除外、整理番号1番について説明してください。

#### ○農林水産課長補佐（坂本）

皆さんこんにちは。みやま市役所農林水産課の課長補佐をしております坂本と申します。本日は担当の二宮、それと有富、3名で農林水産課から出席をさせていただいております。

本日協議をお願いするものは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、農振地域整備計画の変更を行う際、市長は農業委員会の意見を聞くものとするためです。

本日は8件、除外4件、編入2件、用途区分変更2件の計8件がありますが、農業振興地域、



除外の手続を行う際、申出地が国営かんがい排水事業の受益地である場合については、農業の振興に関する変更、その事業の受益地でない場合は、整備計画の変更と呼びます。今回協議をお願いする案件は、どちらにも該当がありますので、この資料の議題のとおり併せて意見を求めますので、協議をよろしくお願いします。

それでは、担当の二宮より説明いたします。

#### ○農林水産課農政係（二宮）

皆さんこんにちは。農林水産課で農振除外の担当をしております二宮です。資料について説明させていただきます。

手元にお配りしているこちらの冊子の状態になっている、この資料をお願いいたします。

それでは、まず除外の整理番号1番から説明させていただきます。

資料3ページからになっております。めくっていただいて、その後に字図、そして位置図、続いて箇所図、写真図と続きまして、最後に実際の配置図を添付させていただいております。

1件目、山川町清水字以ヶ崎、地目は田んぼです。除外の面積は1,210平方メートルになっております。こちらについては、転用事業者について隣接地で印刷業及びミカンの直売所等の経営をしてあります。今回、申出地に家族経営のミカン選果場及び直売所、そして駐車場を整備するために今回の申出を行うものです。御審議をお願いいたします。以上です。

#### ○議長（徳永）

この件については、正副会長と3常任委員会の委員長で組織する農振除外等現地調査からの調査結果の意見をお願いします。

#### ○2番（新開）

当日申請がありましたところで、農業委員と事務局と行きましたが、問題はないということですので、御意見のほど皆様の審議をよろしくをお願いいたします。

#### ○議長（徳永）

ただいま計画変更の除外、整理番号1番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。計画変更・除外、整理番号1番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号1番を異議なしといたします。

続きまして、整理番号2番について説明してください。

○農林水産課農政係（二宮）

続きまして、除外の整理番号2番の説明をいたします。

資料については11ページからとなっております。

資料は続きまして、字図、位置図、そして箇所図、写真図、そして最後に実際の配置図が添付されております。

除外2件目、瀬高町濱田字高頭、地目は田んぼです。除外の面積は139平方メートルになっております。こちらの転用者は、ここの農地の地主の息子になります。今回、実家の隣に自宅を建設するために今回の申出を行っておるものです。説明は以上です。御審議をよろしくお願ひします。

○議長（徳永）

農振除外等現地調査からの調査結果の意見をお願いします。

○12番（木下）

20日に現地並びに出された書類等を審査いたしました。何ら問題ないと思われまますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の除外、整理番号2番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。計画変更・除外、整理番号2番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号2番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の除外、整理番号3番について説明してください。

○農林水産課農政係（二宮）

除外の整理番号3番について説明いたします。資料については、19ページからとなっております。

19ページから続きまして、字図、位置図、写真図、箇所図、そして最後に配置図を添付させていただきます。

瀬高町太神字九反坪です。除外は2筆になります。地目は田んぼになっておりまして、除外の面積はトータルで899平方メートルになっております。転用者が隣接地で建設土木業を営んでおります。今回、申出地に事業用の駐車場及び資材置場を確保、整備するために今回の申出に至っております。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（徳永）

農振除外等現地調査からの調査結果の意見を申し上げます。

○10番（田崎）

この件については、別に何ら問題ないと思われまます。皆様方の御審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の除外、整理番号3番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。計画変更・除外、整理番号3番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号3番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の除外、整理番号4番について説明してください。

○農林水産課農政係（二宮）

除外の整理番号4番について説明いたします。資料については25ページからとなっております。

資料は続きまして、その後に字図、位置図、箇所図、写真図、そして最後に実際の配置図

となっております。

瀬高町小川字中津留、地目は田んぼで、除外の面積は2,936平方メートルとなっております。転用事業者は、近隣で自動車整備工場を営んでおります。今回、車検場、車販売所、農業車両等の整備場、洗車場等を新たに整備するために今回の申出に至っているものであります。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（徳永）

農振除外等現地調査からの調査結果の意見を申し上げます。

○11番（嶋）

これは4月20日に現地調査いたしました。別に問題ないと思われまので、皆様の御審議よろしく申し上げます。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の除外、整理番号4番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。計画変更・除外、整理番号4番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号4番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の編入、整理番号1番について説明してください。

○農林水産課農政係（二宮）

編入の整理番号1番について説明いたします。資料については、32ページからとなっております。

住所は、高田町徳島字安政です。全部で2筆になります。地目は田んぼ、合計の面積が710平方メートルとなっております。

当該地は、資料がその後、字図、位置図、箇所図、そして写真図がついております。当該地は、平成8年旧高田町時代に農振整備計画を行った際に除外地となっております。ただ、現状は農地として管理されており、今回優良農地として維持管理を行っていくために編入の

手続を行うものであります。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（徳永）

農振除外等現地調査からの調査結果の意見を申し上げます。

○14番（中川原）

4月20日に役員と現地確認しましたが、何ら問題ないと考えられます。協議のほどよろしく申し上げます。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の編入、整理番号1番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。計画変更・編入、整理番号1番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の編入、整理番号1番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の編入、整理番号2番について説明してください。

○農林水産課農政係（二宮）

編入の整理番号2番について説明いたします。資料については、37ページからになっております。

資料はそのまま続いて、字図、位置図、そして箇所図、写真図と続いております。

当該地は、こちら平成8年の旧高田町時代に農振整備を行った際に除外地となっております。現状、台帳地目上は山林となっておりますが、畑として優良農地として維持管理を今後も行っていくために編入の手続を行うものです。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（徳永）

農振除外等現地調査からの調査結果の意見を申し上げます。

○12番（木下）

これも20日に現地を確認しましたが、何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の編入、整理番号2番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。計画変更・編入、整理番号2番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の編入、整理番号2番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の用途区分変更、整理番号1番について説明してください。

○農林水産課農政係（二宮）

用途区分変更の整理番号1番について説明いたします。資料については、42ページからとなっております。

資料が続いて、字図、位置図、箇所図、そして写真図、最後に配置図をつけております。

住所が山川町河原内字一洗堂です。地目は田んぼになっております。用途区分変更の面積については731平方メートルです。

転用者は、近隣にて現在も農業を営んであります。今回、農業用の倉庫及び駐車場等を確保するために今回の申出を行うものです。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

農振除外等現地調査からの調査結果の意見をお願いします。

○11番（嶋）

これも4月20日に現地調査いたしました。何ら問題ないと思われまますので、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の用途区分変更、整理番号1番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。計画変更の用途区分変更、整理番号1番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の用途区分変更、整理番号1番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の用途区分変更、整理番号2番について説明してください。

○農林水産課農政係（二宮）

用途区分変更の整理番号2番について説明いたします。資料については、48ページからになっております。

続いて、字図、そして位置図、箇所図、写真図、最後に配置図をつけております。

住所については、高田町亀谷字狸平、地目は田んぼになっております。用途区分変更の面積は、583平方メートル中の199平方メートルになっております。

転用者は、近隣にて現在も農業を営んであります。今回、農業用倉庫等を確保するために今回の申出に至っております。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（徳永）

農振除外等現地調査からの調査結果の意見を申し上げます。

○2番（新開）

20日に農業委員と事務局とで現地に確認をいたしました。問題ないということでありますので、審議のほうよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の用途区分変更、整理番号2番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。計画変更の用途区分変更、整理番号2番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の用途区分変更、整理番号2番を異議なしといたします。

それでは続きまして、3. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

**○事務局（相地）**

報告事項、第1号、農地法第3条の規定による許可の取消願について、1件の取消しを受け付けております。譲受人は、贈与にて譲り受けた農地で耕作を予定しておりましたが、当該地は、売買予定地であったため今回の取消しを行うものです。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第2号について、事務局は説明をお願いします。

**○事務局（相地）**

報告事項、第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借解約の届出が17件出されております。内容については、設定が10件、自作が3件、転用が3件、所有権移転が1件となっております。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第3号について、事務局は説明をお願いします。

**○事務局（相地）**

報告事項、第3号、使用貸借解約通知について、届出が3件出されております。内容については、設定が2件と自作が1件となっております。以上です。



○議長（徳永）

ただいま報告事項、第3号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第3号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第4号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第4号、非農地証明交付について、届出が1件出されております。4月10日に総務委員、地元委員及び事務局にて現地調査を行っております。以上です。

○議長（徳永）

非農地証明については、総務委員から意見をお願いします。

○2番（新開）

4月10日に農業委員と事務局と現地を確認に行きましたが、問題ないということでございますので、御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第4号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第4号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第5号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第5号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可について、法人3団体、個人1人、筆数8筆、実質6筆でございます。内訳として、法人6筆、個人2筆、面積といたしまして、1万2,336平方メートル。内訳として、法人が9,416平方メートル、個人で2,920平方メートル行っております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第5号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御

質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第5号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。

長時間にわたり、ありがとうございました。

午後2時30分 閉会